# 社会福祉法人東蒲原福祉会
# 役員等の報酬の支給に関する規程

平成　４年　３月１８日制定
平成２２年　３月１９日全部改正
平成２８年１２月　８日改正
平成３０年　３月３０日改正

（定義）
第１条　定款第８条及び第２１条に規定する役員等の報酬及びその支給については、この規程の定めるところによる。

（用語）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）役員とは、理事及び監事をいう。
（２）役員等とは、役員及び評議員をいう。

（報酬の金額）
第３条　報酬として支給する金額は、次のとおりとする。
理事長　　年額　２４万円
理　事　　年額　１２万円（ただし、施設長である理事には支給しない）
監　事　　年額　１２万円
評議員　　年額　　２万円
２　役員等の報酬の支給基準は、次のとおりとする。
（１）役員等の報酬の支給基準

| 役職名 | 支給基準 |
|---|---|
| 理事長 | １施設６０，０００円×４施設　２４０，０００円 |
| 理　事 | １施設３０，０００円×４施設　１２０，０００円 |
| 監　事 | １施設３０，０００円×４施設　１２０，０００円 |
| 評議員 | １施設　５，０００円×４施設　　２０，０００円 |

（報酬の支給日）
第４条　役員への報酬の支給日は、６月に開催される定時理事会当日とする。
２　評議員への報酬の支給日は、定時評議員会当日とする。

（月割計算）
第５条　新たに役員等となった者には、その月から報酬を支給する。

２　役員等が退職し、または解任された場合にはその月までの報酬を支給する。

（報酬の支払方法）
第６条　役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

附　則
この規程は、平成４年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、公布の日から施行し、平成２２年４月１日より適用する。
附　則
この規程は、平成２９年４月１日より施行する。
附　則
この規程は、平成２９年４月１日より施行する。
附　則
この規程は、平成３０年４月１日より施行する。